

ライドシェアの導入に反対するとともにタクシー事業の 適正化・活性化の推進を求める意見書

我が国の少子高齢化が急速に進展する中、地域公共交通の一つであり、ドア・ツー・ドアの個別輸送が可能なタクシー事業は、多様化する利用者のニーズに対応し、スマートフォンによる配車サービスの普及促進を図るとともに、ユニバーサルデザインタクシー、観光タクシー及び地方自治体等の要望による乗り合いタクシーを積極的に推進するなど、地域住民や交通弱者のための移動手段として、さらには、発生から今年で7年を経過した東日本大震災で被災者した住民の足としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目の下、インターネットを利用し、一般ドライバーが利用客から運送対価を徴収して自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェアを推進する動きが出ている。ライドシェアはいわゆる「白タク」行為であり、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、道路運送法、道路交通法及び労働基準法等様々な法令を遵守し、安全運行にコストを掛け、国民に安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすものである。

また、タクシーの安全性及びサービス水準の向上を目指し、議員立法により平成25年11月に改正された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（以下「改正タクシー特措法」という。）の意義を大きく損なうものでもある。

よって、国民の安全・安心の確保の観点から極めて大きな問題があるライドシェアの導入には反対であり、国においては、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全・安心かつ快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を推進するための諸施策を講ずるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年7月6日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣宛て
国土交通大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（規制改革）

福島県議会議長 吉田栄光